

お子さんが生まれた方へ

早良区役所（代表TEL：841-2131）
お気軽に職員にお声掛けください。

出生届のこと



市民課戸籍係・窓口係（1階4番窓口） TEL：833-4311

●届出期間

生まれた日を含めて14日以内

※役所の休日（土曜、日曜、祝日、年末年始）が14日目にあたる場合は、その次の開庁日（土曜、日曜であれば、次の月曜日）となります。

※土・日曜日・祝日や平日の時間外に提出する場合は、守衛室でのお預かりになります。

翌開庁日に審査をして不備がある場合は、平日に窓口へお越し願うことがあります。

●提出先

本籍地、住所地、出生地いずれかの市区町村の役所

●必要なもの

①出生届（出生証明書記載のもの。病院から入手してください。）

②届出人の印鑑（スタンプ印は不可）

③母子健康手帳（後日お持ちいただいても構いません。）

●注意事項

・届書は、鉛筆や消えやすい（消せる）インクで書かないでください。

・届出義務者は、生まれた子の父または母です。生まれた子の父または母が届書をすべて記入し署名押印したものを、祖父母やその他の方が持参されても構いません。

・子の名は、常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。常用漢字、人名用漢字については、窓口でお尋ねください。

・「生まれたとき」「生まれたところ」は、出生証明書のとおりに入力してください。

・「本籍」は、父母の本籍を記入します。

・子の母が、親の戸籍に在籍している場合は、母と子で新しい戸籍が作られますので、「その他」の欄に希望する本籍を書いてください。母の従前の本籍地と異なる市町村に新しい戸籍をつくる場合は、母の戸籍全部事項証明（戸籍謄本）が必要です。

・届出期間を過ぎると、過料に処せられることがありますのでご注意ください。

・国外で出生したときは、生まれた日を含めて3か月以内に、国籍留保の届出とともに出生届を提出してください。期間を過ぎると子は日本国籍を失うこととなりますので、特にご注意ください。

・個人番号の通知について

子の住所・氏名等が住民票に記載されてから、2～3週間後に、個人番号が載った通知カード（緑色の紙）が郵送されますので、お受け取りをお願いします。

その他の手続き窓口について

※手続きの方法、必要書類、期限など、詳しくは各担当までお問い合わせください。

※○印は、該当される方のみ手続きが必要です。

各種医療証・国民健康保険のこと



保険年金課保険係（1階7番窓口） TEL：833-4372

●子ども医療費助成制度の申請

- ・手続きにはお子様の保険証が必要です。職場の健康保険にご加入の方は、後日お子様の保険証を受け取られてから、申請にお越してください。（郵送による申請も可能です。7番窓口にて申請書をお渡ししますので、お声かけください。）

○国民健康保険加入の届出

（国民健康保険の世帯主の方が来庁されない場合は、委任状が必要です。）

○ひとり親家庭等医療費助成制度の申請



保険年金課給付係（1階11番窓口） TEL：833-4371

○出産育児一時金の申請（国民健康保険に加入している世帯の方）

保健・福祉のこと



子育て支援課こども家庭福祉係（1階12番窓口） TEL：833-4354

●児童手当の申請

- ・出生後15日以内に、手続きをしてください。

（出生後15日以内の申請の場合は、出生月の翌月分からの支給となりますが、申請の手続きが遅れますと、申請された月の翌月分からの支給となります。）

- ・公務員（一部の方を除く）の方は、勤務先で手続きを行ってください。

- ・新規申請の場合は、保護者（生計中心者）の健康保険証と銀行等の預金通帳、印鑑が必要です。手続きに必要なものがそろっていても、申請はできます。ただし、必要書類がそろわずまでは、認定が保留となります。

○児童扶養手当の認定請求

○保育所施設等の利用申込み



健康課健康づくり係（保健所2階4番窓口） TEL：851-6012

○小児慢性特定疾患医療費助成事業の医療給付

《福岡県外の医療機関で予防接種を受ける方へ》

- ・福岡市が発行する「予防接種実施依頼書」を持参して、接種を受けてください。



健康課母子保健係（保健所2階4番窓口） TEL：851-6622

●新生児訪問

- ・母子手帳にある「出生連絡票」をご記入の上、ポストに投函してください。

- ・出生連絡票のご提出がない方には、事前のご連絡なく、お子さんが生後3カ月頃にご自宅を訪問いたします。

○妊婦健康診査助成金交付申請

○未熟児養育医療の申請

○自立支援医療（育成医療）の給付

〔平成31年2月 福岡市早良区役所発行〕